

鈴鹿市コミュニティバス広告掲載取扱基準

鈴鹿市コミュニティバス広告掲載取扱基準（平成28年8月12日施行）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この取扱基準は、鈴鹿市広告掲載要綱（平成20年鈴鹿市告示第77号）及び鈴鹿市広告掲載基準に基づき、鈴鹿市コミュニティバスC-BUS（以下「C-BUS」という。）の関係施設等を媒体とした広告の掲載に関し必要な事項を定める。

（要件）

第2条 本広告事業は、C-BUSの事業コンセプト及びイメージを損なわない範囲で実施するとともに、他の道路交通の障害にならず、かつ、安全を阻害するおそれがない範囲で実施することを要件とする。

（広告媒体）

第3条 広告の媒体は、次のとおりとする。

- （1） バス停留所のサブタイトル（車内音声案内含む。以下同じ。）
- （2） バス時刻表
- （3） バス車両（車内）
- （4） バス車両（車体）

（広告の規格等）

第4条 前条各号に基づく広告媒体の規格等は、別表1のとおりとする。

2 バス車両（車体）の車体背面及び側面における車両ラッピングに係る掲載位置は、別表2のとおりとする。

（広告物の材質）

第5条 広告物の材質は、バス車両（車内）の側面窓上部壁面は紙類とし、後部左側車窓ガラス及びバス車両（車体）についてはラッピングシート素材とする。また、広告の撤去後に剥離跡の残らないものとする。

（広告の掲載料）

第6条 広告の年間掲載料は、別表3のとおりとする。

2 広告の掲載期間が1年に満たないときは、月割りにより掲載料を算定するものとする。なお、1月に満たないときは、1月と算定するものとする。

3 鈴鹿市広告掲載要綱第6条の規定による広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告掲載の日までに掲載料を納付しなければならない。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、毎年3月末日を掲載終了日とする。

(広告の掲載の募集方法及び審査)

第8条 広告の掲載の募集は、広報すずか、鈴鹿市のホームページ等で周知の上、期間を定めて行うものとし、応募者多数の場合は、申込みの順に優先順位を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載の継続の申込みについては別途協議を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、広告掲載が決定していない、又は広告掲載が中止された場合は、随時申込みを受けるものとする。

4 応募された広告は、鈴鹿市広告掲載要綱第7条1項に規定する鈴鹿市広告審査委員会の審査を経て掲載するものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

(広告媒体の変更)

第10条 広告主は、広告媒体の変更を希望するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(広告主の掲載及び撤去方法)

第11条 広告主は、バス車両の広告の掲載及び撤去を行うときは、C-BUSの運行業務に支障のないよう運行事業者と協議の上、日程及び工程等を決定し、並びに施工するものとする。

2 広告主は、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載期間が終了した場合は、自己の責任において広告を撤去し、及び原状回復を行うものとする。

(費用負担)

第12条 広告主は、バス車両の広告に用いる掲載物の作成、掲載及び撤去に要する費用を負担するものとする。

2 掲載された広告が破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担と

する。

- 3 前2項に掲げるもののうち、広告主が費用を負担する場合において、バス車両の塗装及び構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が費用を負担して原状を回復するものとする。

(広告掲載の決定及び申込みの取消し)

第13条 市長は、指定する期日までに掲載料の納付がないときは、広告主に対し催促その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の申込みを取り消すことができる。

- (1) 鈴鹿市広告掲載要綱第6条の審査により、デザイン等の修正が必要な場合において、広告主がデザイン等の変更を行わないとき

- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき

- 3 市は、前2項の規定により広告掲載の決定及び申込みを取り消した場合は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を中止するときは、中止を希望する日の1月前までに、書面にて市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、バス停留所のサブタイトル及びバス時刻表は、時刻表の印刷終了後の中止はできないものとする。

- 3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(協議)

第15条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、コミュニティバス事業に関する広告の掲載に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年8月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に掲載されている広告については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

媒体	掲載箇所	規格
バス停留所のサブタイトル	バス停留所標識の停名板	停名板（縦350mm×横350mm）の範囲内
バス時刻表	時刻表内	時刻表の規格による
バス車両（車内）	側面窓上部壁面	縦360mm×横510mm以内
	後部左側車窓ガラス面	縦200mm×横560mm以内
バス車両（車体）	車体後部	縦360mm×横1,300mm以内
	車体背面及び両側面における車両ラッピング	
	車体左面における車両ラッピング	
	車体右面における車両ラッピング	
	車体背面における車両ラッピング	

別表 2（第 4 条関係）

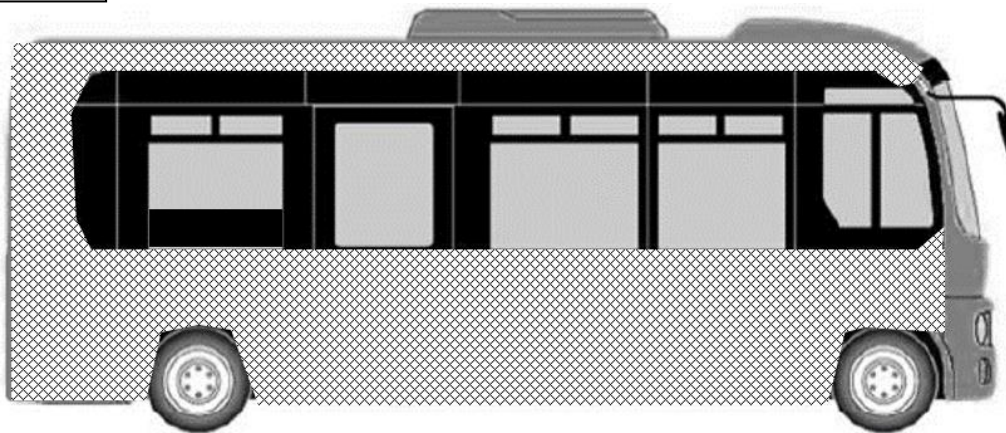
バス車両（車体）の車体背面及び側面における車両ラッピングに係る広告の掲載は次の図に網掛けで示すところによる。

備考 広告掲載指定部分においても、保安部品等により掲載が出来ない箇所があります。

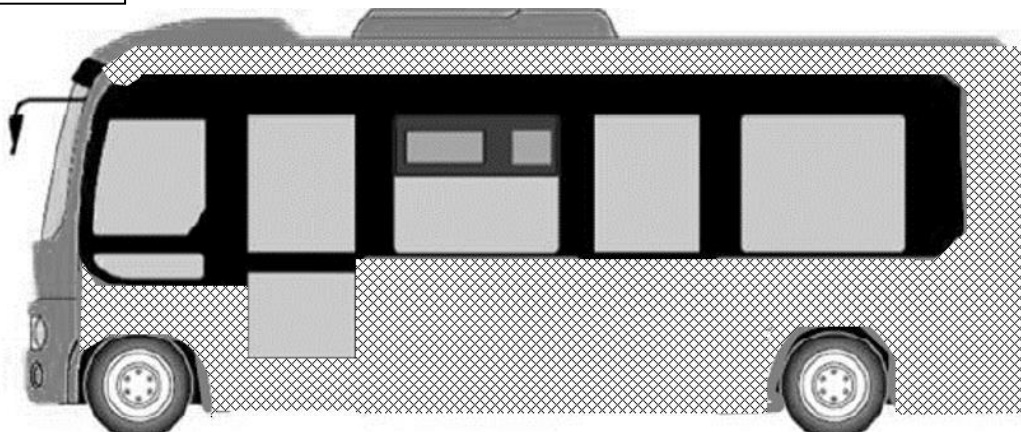
背面



右面



左面



別表 3 (第 6 条関係)

媒体及び掲載箇所	掲載料 (年間)
バス停留所のサブタイトル	150,000円 (太陽の街・平田線のためのバス停は120,000円)
バス時刻表	掲載の大きさにより 50,000円から300,000円まで
バス車両 (車内) 側面窓上部壁面	15,000円
バス車両 (車内) 後部左側車窓ガラス面	20,000円
バス車両 (車体) 車体後部	86,000円
バス車両 (車体) 車体背面及び側面	600,000円
バス車両 (車体) 車体左面	250,000円
バス車両 (車体) 車体右面	200,000円
バス車両 (車体) 車体背面	150,000円